

本監第 44号  
令和5年8月30日

本巢市長 藤原 勉 様

本巢市議会議長 大西 徳三郎 様

本巢市監査委員 三田村 晃 司

本巢市監査委員 臼井 悦子

定期監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果に関する報告書を提出する。



令和5年度  
定期監査報告書  
(出先機関)

令和5年8月30日

本巢市監査委員



# 定期監査報告書

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、次のとおり監査を実施した。

## 1 監査期日及び監査対象

監査期日	監査対象
令和5年8月1日(火)	①本巣公民館 ②さくら資料館 ③根尾谷地震断層観察館 ④根尾学校給食センター ⑤本巣小学校 ⑥本巣市民スポーツプラザ
令和5年8月2日(水)	①席田小学校 ②真正公民館 ③しんせいほんの森 ④真正中学校 ⑤弾正幼稚園 ⑥真正幼稚園

## 2 監査の方法

監査計画に基づく定期監査であり、概ね3年間のローテーションにより、当年度は、社会教育施設をはじめ、幼稚園、小中学校など出先機関12施設を監査対象とした。監査は各出先機関において次の観点で実地審査及び意見聴取などにより実施した。

### 1. 監査の観点

#### (1) 対象部署共通の観点

- ア 備品の管理は適正に行われているのか。
- イ 現金の取扱がある場合、徴収方法はどのような方法によるのか。
- ウ 現金の保管・管理はどのように行われているのか。
- エ 徴収した現金の入金はどのような方法によるのか。
- オ 徴収できない場合、どのような対処方法により徴収するのか。
- カ 切手の取扱がある場合、適正に管理されているのか。
- キ 出先機関で契約している委託業務があるのか。
- ク 委託業務を発注する場合の業者選定及び見積書の徴収方法はどのような方法によるのか。
- ケ 委託業務の契約から完成検査及び委託料支払いまでの手順はどのように行われているのか。

#### (2) 幼稚園及び小中学校の観点

- ア 園児、児童又は生徒参加の避難訓練はどのような方法で、どの程度実施されているのか。
- イ 体育用具・遊具の点検及び安全確認はどのような方法で、どれだけ行われているのか。

のか。

ウ 不審者に対する安全対策はどのような方法で、どれだけ行われているのか。

(3) 社会教育施設などの観点

ア 施設の利用状況はどのような状況であるのか。

イ 施設の利用率向上を図る対策はどのように行われているのか。

ウ 施設及び設備の安全点検はどのような方法で、どれだけ行われているのか。

(4) 学校給食センターの観点

ア 施設及び職員の衛生管理はどのように行われているのか。

イ 学校給食について特に配慮又は考慮していることはあるのか。

ウ 施設及び設備の安全点検はどのように行われているのか。

### 3 監査の結果

上記各観点から監査を行った結果は次のとおりである。

なお、本監査において改善すべきところなど平易なことについては、その都度口頭で指導したので、それぞれ出先機関及び担当課において留意検討し改善されたい。

1. 各監査対象出先機関に共通する監査結果

(1) 備品の管理について

備品の管理については、小中学校等では夏休み期間に教職員等により総点検を実施しているほか、各出先機関とも市財務会計の備品台帳システムにより管理されている。備品台帳のほか関係帳簿の確認を行ったところ、概ね適正に管理されていると認められた。

(2) 現金及び切手の保管・管理について

現金については、施設利用料、PTA会費（幼稚園）、学習教材及び保険金などの取扱いはあるが、その都度金融機関に預入を行いながら時間外等については金庫等により保管している。また小中学校及び幼稚園の徴収金（学習費、積立金及び会費等）、学校給食センターの給食費などなどについては、口座振替で取り扱われており特に問題はないと認められる。さくら資料館や根尾谷地震断層観察館の入館料、社会教育施設や社会体育施設利用料など時間外等により一部現金で徴収している出先機関において、引き続き現金の保管について十分留意されたい。

また、郵便切手は、各出先機関とも受払簿により整理され、概ね適正に管理されていることが認められた。今後も引き続き整備するよう努められたい。

※ 現金で徴収されているものは、さくら資料館及び根尾谷地震断層観察館の入館料、土日祝祭日における施設利用料、幼稚園及び小中学校の徴収金のうち口座振替が未納となった場合による現金などである。

(3) 委託業務について

各出先機関で契約している委託業務の主なものは、小中学校の庭園管理（剪定・消毒）業務等、社会教育・社会体育施設の保守点検業務・施設内庭園管理（剪定・消毒）業務、学校給食センターの保守業務等である。

契約については、いずれの施設も地方自治法及び契約規則に従って事務処理及び契約がなされており、概ね適正に業務が執行されていることが認められたが、一部施設の委託契約における関係書類の中で記載漏れ箇所が見受けられたので、内容を精査し、整備するよう努められたい。

## 2. 幼稚園及び小中学校に共通する監査結果

### (1) 避難訓練、不審者対策及び体育用具・遊具について

各施設とも火災、地震等の災害に備えるため計画に基づき定期的に避難訓練が実施されており、防災意識の啓発が図られている。また、不審者等に対する安全対策として、不審者対応訓練や施設の施錠、来園（校）者の確認の徹底など不審者等に対し注意深い対応がとられていると認められた。これらは突発的に起こるものであり、今後も日頃から落ち着いて身を守る行動がとれるよう繰り返し指導されたい。

また、体育用具・遊具等についても職員による安全確認や業者による点検が定期的に行われていると認められた。器具使用に安全が確保できない場合は、修繕又は撤去など迅速な対応に努められたい。

## 3. 社会教育施設に共通する監査結果

### (1) 施設の利用状況及び施設等の安全点検について

本巣公民館及び真正公民館などの社会教育施設は、多くの市民が文化やスポーツに親しむために利用される施設であり、コロナウイルス感染症による感染防止対策の緩和の影響で、利用者は徐々に回復傾向にある。今後、各施設とも利用者数の増加に向け、更なる工夫や積極的な取り組みを望むものである。

また、施設の安全点検については、各施設とも業者による保守点検や緊急時の通報体制の確立、職員による施設内の巡回などが実施されており、各施設とも安全確保に努められていることが認められた。

## 4. 各監査対象出先機関の監査結果

### (1) 本巣公民館

#### ア 切手の管理について

切手の受払簿については、独自様式のものを使用されているため、今後、本巣市会計規則で定められた様式を使用して切手の管理をされたい。

### (2) さくら資料館

- ・特に指摘事項なし

(3) 根尾谷地震断層観察館  
・特に指摘事項なし

(4) 根尾学校給食センター  
・特に指摘事項なし

(5) 本巣小学校  
・特に指摘事項なし

(6) 本巣市民スポーツプラザ  
・特に指摘事項なし

(7) 席田小学校  
・特に指摘事項なし

(8) 真正公民館  
・特に指摘事項なし

(9) しんせいほんの森  
ア 切手の管理について

切手の受払簿については、独自様式のものを使用されているため、今後、本巣市会計規則で定められた様式を使用して切手の管理をされたい。

(10) 真正中学校  
・特に指摘事項なし

(11) 弾正幼稚園  
・特に指摘事項なし

(12) 真正幼稚園  
ア 備品の管理について

備品台帳のシステムからの打ち出しが数年前のものであったため、毎年度最新のものにするよう努められたい。



別紙

## 監査の結果に基づく改善措置通知票

整理番号	年度	番号
	5	1

監査結果報告書	令和5年8月31日監査結果報告（令和5年8月1日実施）
対象監査	令和5年度 定期監査（出先機関）
対象部署	本巢公民館（教育委員会 社会教育課）
指摘事項	切手の管理について
指摘内容	切手の受払簿については、独自様式のものを使用されているため、今後、本巢市会計規則で定められた様式を使用して切手の管理をされたい。
改善措置通知日	令和5年9月14日 改善措置通知
改善措置内容	本巢市会計規則第80条第3項に定められた郵便切手受払簿（様式第67号）を使用して切手の管理を行います。 令和5年10月より様式第67号に切り替え、切手の管理を行います。
改善措置公表日	令和5年10月2日 改善措置公表

### <留意事項>

※対象部署担当課は、太枠欄のみ記入してください。

※改善措置通知日は、改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。

※改善措置内容は、改善結果（又は改善計画）の時期及び方法を具体的に記入してください。

※改善措置内容については、必要に応じて状況を確認させていただきます。

※本通知票の内容については、地方自治法第199条第12項の規定により公表します。

別紙

## 監査の結果に基づく改善措置通知票

整理番号	年度	番号
	5	2

監査結果報告書	令和5年8月31日監査結果報告（令和5年8月2日実施）
対象監査	令和5年度 定期監査（出先機関）
対象部署	しんせいほんの森（教育委員会 社会教育課）
指摘事項	切手の管理について
指摘内容	切手の受払簿については、独自様式のものを使用されているため、今後、本巢市会計規則で定められた様式を使用して切手の管理をされたい。
改善措置通知日	令和5年9月14日 改善措置通知
改善措置内容	本巢市会計規則第80条第3項に定められた郵便切手受払簿（様式第67号）を使用して切手の管理を行います。 監査での指摘に基づき、様式第67号にて切手の管理を実施しています。
改善措置公表日	令和5年10月2日 改善措置公表

### <留意事項>

※対象部署担当課は、太枠欄のみ記入してください。

※改善措置通知日は、改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。

※改善措置内容は、改善結果（又は改善計画）の時期及び方法を具体的に記入してください。

※改善措置内容については、必要に応じて状況を確認させていただきます。

※本通知票の内容については、地方自治法第199条第12項の規定により公表します。

別紙

## 監査の結果に基づく改善措置通知票

整理番号	年度	番号
	5	3

監査結果報告書	令和5年8月31日監査結果報告（令和5年8月2日実施）
対象監査	令和5年度 定期監査（出先機関）
対象部署	真正幼稚園（教育委員会 幼児教育課）
指摘事項	備品の管理について
指摘内容	備品管理台帳のシステムからの打ち出しが数年前のものであったため、毎年度最新のものにするよう努められたい。
改善措置通知日	令和5年9月20日 改善措置通知
改善措置内容	備品管理台帳一覧について、直ちに最新年度のものを作成します。また、今後において毎年度最新の一覧に更新を行い引き続き備品の適正管理に努めます。
改善措置公表日	令和5年10月2日 改善措置公表

### <留意事項>

※対象部署担当課は、太枠欄のみ記入してください。

※改善措置通知日は、改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。

※改善措置内容は、改善結果（又は改善計画）の時期及び方法を具体的に記入してください。

※改善措置内容については、必要に応じて状況を確認させていただきます。

※本通知票の内容については、地方自治法第199条第12項の規定により公表します。